



発行 新潟県
第 80 号
 平成29年10月17日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1143 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健課）
- 1144 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1145 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1146 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1147 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

- 大規模小売店舗の新設（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

選挙管理委員会告示

- 75 衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における数区合同開票区の設置（選挙管理委員会）
- 76 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所の指定（選挙管理委員会）
- 77 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所の指定（選挙管理委員会）
- 78 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の日時及び場所の指定（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第1143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成29年10月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
長谷川 辰成（柔道 整復）	成接骨院	長岡市来迎寺甲2583-1	平成29年4月14日
桑原 達也（あん摩 ・マッサージ）	在宅訪問マッサージこはる	長岡市曲新町695-8 グリー ンコート202	平成29年7月26日
新村 泰雄（はり・ きゅう）	はりきゅう明寿院	胎内市若松町10-15	平成29年9月14日
秋山 堅治（あん摩 ・マッサージ、はり ・きゅう）	秋山治療院	上越市西城町2丁目3-30	平成29年8月31日

◎新潟県告示第1144号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新潟市の新津郷土地改良区の定款の変更を平成29年10月4日認可した。

平成29年10月17日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第1145号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、十日町市の十日町土地改良区の定款の変更を平成29年10月6日認可した。

平成29年10月17日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第1146号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、燕市の一部を受益地域とする県営長所地区農業用排水施設整備・農用地改良保全(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年10月17日

新潟県新潟地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年10月18日から平成29年11月15日まで

3 縦覧に供する場所

燕市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1147号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年10月17日

新潟県長岡地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

平成29年10月10日

3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
小千谷市大字千谷字裏地丙25-2 の内 小千谷市大字千谷字棚井沢甲2114 -5の内	6.00	61.85

公 告

大規模小売店舗の新設について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年10月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 あるるん広場
 - 所在地 上越市大道福田622番地 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ・氏名又は名称 えちご上越農業協同組合
 - 法人代表者氏名 代表理事 藤山 作次
 - 住所 上越市藤巻5番30号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・氏名又は名称 えちご上越農業協同組合
 - 法人代表者氏名 代表理事 藤山 作次
 - 住所 上越市藤巻5番30号
 - ・ほか1者
- 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年5月30日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計

計1,543平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計106台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計10台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計72平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計17立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・えちご上越農業協同組合
 - 午前9時から午後7時

- ・新潟中央水産市場株式会社
午前9時から午後7時
- (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
午前8時30分から午後7時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 3箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ・荷さばき施設1、2
午前6時から午前10時
 - ・荷さばき施設3
午前6時から午前9時
- 7 届出年月日
平成29年9月29日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
平成29年10月17日から平成30年2月17日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年10月17日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 リップス旭岡25街区
所在地 長岡市上条高畑土地区画整理事業地内25街区
設置者 高野不動産株式会社
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 荷さばき施設の位置
(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり
イ 廃棄物等の保管施設の位置
(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり
ウ 駐輪場の位置
(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更年月日
平成30年5月30日（ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降）
- 4 変更の理由
建物A1において小売業を行う者を変更し、これに伴い施設の配置に係る事項の一部に変更が生じるため。
- 5 届出年月日

平成29年9月29日

- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成29年10月17日から平成30年2月17日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、自動視野計について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年10月17日

新潟県立津川病院長 原 勝人

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
自動視野計 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成29年12月28日(木)
 - (4) 納入場所
新潟県立津川病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-4497
新潟県東蒲原郡阿賀町津川200番地
新潟県立津川病院
電話番号 0254-92-3311
 - (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
 - (3) 応札仕様書の提出期限
平成29年10月23日(月)午後3時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所

平成29年10月27日(金) 午前11時00分
新潟県立津川病院 機能訓練室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立津川病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第75号

衆議院(小選挙区選出)議員の選挙及びこれと同時にされる衆議院(比例代表選出)議員の選挙について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第18条第2項の規定により次のとおり開票区を設けたので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年10月17日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

市区町村名	開票区名	区域
新潟市北区 新潟市江南区	江南区第2開票区	新潟市江南区の第401投票区から第419投票区までの区域及び新潟市北区の第199投票区の区域
新潟市北区	北区第1開票区	新潟市北区第101投票区から第106投票区までの区域
	北区第2開票区	新潟市北区第107投票区から第122投票区までの区域
新潟市江南区	江南区第1開票区	新潟市江南区第401投票区から第419投票区までの区域を除く区域

◎新潟県選挙管理委員会告示第76号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙について、各選挙区における選挙会を開催する日時及び場所を次のとおり定めた。

平成29年10月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

選挙区名	日	時	場 所
第1区選挙区	平成29年10月25日	午後1時30分	新潟県庁西回廊2階講堂
第2区選挙区	平成29年10月25日	午後1時30分	新潟県庁西回廊2階講堂
第3区選挙区	平成29年10月25日	午後1時30分	新潟県庁西回廊2階講堂
第4区選挙区	平成29年10月25日	午後1時30分	新潟県庁西回廊2階講堂
第5区選挙区	平成29年10月25日	午後1時30分	新潟県庁西回廊2階講堂
第6区選挙区	平成29年10月25日	午後1時30分	新潟県庁西回廊2階講堂

◎新潟県選挙管理委員会告示第77号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における新潟県選挙分会を開催する日時及び場所を次のとおり定めた。

平成29年10月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 日 時 平成29年10月25日 午後3時
- 2 場 所 新潟県庁西回廊2階講堂

◎新潟県選挙管理委員会告示第78号

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査について、新潟県審査分会を開催する日時及び場所を次のとおり定めた。

平成29年10月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 日 時 平成29年10月25日 午後3時
- 2 場 所 新潟県庁西回廊2階講堂